

II 研究グループ報告（中間報告）

## 日本的会計諸制度の変遷と課題

主 査： 角ヶ谷 典幸（一橋大学）  
委 員： 浅野 敬志（東京都立大学）  
岡本 紀明（立教大学）  
金 鐘勲（専修大学）  
草野 真樹（京都大学）  
菅原 智（関西学院大学）  
中山 重穂（愛知学院大学）  
苗 馨允（相山女学園大学）  
宮宇地 俊岳（追手門学院大学）  
矢澤 憲一（青山学院大学）

### 要 旨

会計諸制度が世界的に統一されれば、情報の質や比較可能性が向上する旨の指摘がなされることがあるが、グローバルスタンダード（IFRSを含む）はすべての国にとって、また（同一国内の）すべての企業にとってベストプラクティスを保証するものではない。言うまでもなく、会計実務に影響を与える経済的・政治的要因のほとんどはローカルな制度だからである。

本研究グループでは、第二次世界大戦後、今日に至るまでの日本的会計諸制度の変容過程を、歴史・理論研究、実証研究および質的研究に分けて調査し、それらの知見を総合することによって、いかにグローバル化が進展したとしても、ローカルスタンダード（日本的会計諸制度）の役割が減じることはないことを明らかにすることを目的としている。

本年度は、第 38 回研究大会（2021 年 10 月 10 日、於 関西学院大学）において、『中間報告書』（総数 122 頁）の概要に関する報告を行った。歴史・理論研究に関しては、ローカルな株式持ち合いとグローバルな金融化の流れを対比させた研究、ASBJ と IASB の概念フレームワークを対比させた研究、日本の会計制度改革の経済的帰結や経営者の会計行動に関する研究が行われた。実証研究に関しては、日本の会計諸制度の複雑化に関する研究、退職給付の認識対開示と経営者の裁量行動に関する研究、日本基準と IFRS の個々の会計基準の差異の価値関連性に関する研究などが行われた。質的研究に関しては、監査上の主要な検討事項（KAM）の情報内容に関する研究が行われた。

## I はじめに

日本は、第二次世界大戦後、欧米の会計諸制度（会計基準およびその周辺制度）やグローバルスタンダードをそのままの形で受容してきたわけではなく、グローバル・ローカル間のコンフリクトの緩和のために、種々の操作化策を講じてきた。たとえば、1997年の連結財務諸表制度の改正を嚆矢とするいわゆる「会計ビッグバン」に際しては、会計基準の適用までに十分な準備期間が設けられ、種々のオプション（例外規定や重要性基準）が付与されることによって、会計基準と商法・法人税法などの関連諸制度との擦り合わせが可能になった。また、国際財務報告基準（IFRS）については、強制適用ではなく任意適用に留めることによって、インセンティブのある企業だけがIFRSを適用できるように設計された。さらに、賛否はあるものの、修正国際基準（JMIS）の開発によって、日本基準の基本的な考え方 — たとえば、当期純利益の有用性や短期的な時価変動に左右されない長期的視点の重要性 — が示され、国際的に意見発信をする機会が設けられた。

会計諸制度が世界的に統一されれば、情報の質や比較可能性が向上する旨の指摘がなされることがあるが、グローバルスタンダード（IFRSを含む）はすべての国にとって、また（同一国内の）すべての企業にとってベストプラクティスを保証するものではなく、たとえ会計基準の統一が図られたとしても会計実務の統一が達成されるわけではない。言うまでもなく、会計実務に影響を与える経済的・政治的要因のほとんどはローカルな制度だからである。

本研究グループでは、いかにグローバル化が進化したとしても、ローカルスタンダード（日本的会計諸制度）の役割が減じることはないこ

とに配慮しつつ、本年度は、歴史・理論研究（岡本、中山、宮宇地）、実証研究（浅野、草野、苗、金、角ヶ谷）および質的研究（矢澤）に分けて調査した。『中間報告書』（総数122頁）の概要は、以下の通りである。

（角ヶ谷 典幸）

## II 歴史・理論研究

### 1. わが国における金融化の遂行と会計規制としての制度的装置 — 持合株式に対する認識・測定から開示へのシフト —

本研究の目的は、企業の持合株式に対する会計規制の変遷に焦点を当て、わが国における会計制度がグローバルな金融化を遂行する形に変遷してきた一面を浮き彫りにすることである。これまで多少の変動はあったものの、日本企業は過去数十年にわたり持合株式を縮減してきた。わが国における伝統的な株式持ち合いは、企業間関係を重視したものであるが、株式市場における投資意思決定や株主価値最大化を重視するいわゆる欧米的観点からは特異な慣行と捉えられる。

本研究はこの持合株式が特に縮減されてきた期間を2つの時期（1990年代後半～2000年代前半および2010年～現在）に区分し、日本企業の株式持ち合い縮減を促した制度的装置として、それぞれ認識・測定を通じた会計基準（その他有価証券に関する会計基準）およびコーポレートガバナンスコードを通じた詳細な開示規定が重要であったと指摘する。さらに後者の最近の動向に関して、本研究はグローバルに均質な金融市場を目指したコーポレートガバナンスの国際的収斂の遂行という観点からも考察を加え、認識・測定を通じた会計基準を通じた規制のみならず、情報開示規定という制

度的装置が近年重要な役割を果たしている点にも論及する。

(岡本 紀明)

## 2. IASB 概念フレームワークとの比較を通じた ASBJ 概念フレームワークの特徴の分析

概念フレームワークは、会計制度を形成する会計基準を説明するとともに、会計基準を設定する概念的基盤を提供する役割を担う。概念フレームワークの設定に際しては、会計基準設定主体、監査人、作成者、利用者などの関係者、経済、法制度等々、会計制度を取り巻く諸環境の影響を受ける。そのため、企業会計基準委員会 (ASBJ) が整備した日本の概念フレームワークは、それら諸環境を反映した日本の会計制度に固有な特性を内包していると考えられる。そこで、本研究では、ASBJ 概念フレームワークを通じて、日本の会計制度の固有性の抽出を試みる。

本中間報告においては、その前段階として、ASBJ 概念フレームワークと国際会計基準審議会 (IASB) の概念フレームワークを比較し、ASBJ 概念フレームワークの特徴を分析する。分析に際しては、ASBJ 概念フレームワークと IASB 概念フレームワークのテキスト分析も行い、定量的な観点からも一般に指摘されている特徴と同様なものを指摘できるかを試みている。

その結果、ASBJ 概念フレームワークが、投資家への情報提供を重視していること、資産、負債を中心に記述されていること、測定に関する記述が詳細になされていることなどが確認できた。

(中山 重徳)

## 3. 日本の会計制度の変遷と経済的帰結

本研究では、日本の会計制度改革がもたらした経済的帰結に関する実証的知見の整理を行う。1990年代後半から2000年代中盤の期間における、U.S. GAAP および IAS を対象とした会計基準改革である「会計ビッグバン」と、2000年代中盤から今日までの期間における、IFRS を対象とした会計基準改革にあたる「IFRS へのコンバージェンス」とを経て、日本の会計基準は大きく変容してきた。

これらの会計基準改革 (特に、会計ビッグバン期) によってもたらされた経済的帰結、および経営者の会計行動の変化の経験的知見を総括したものとして古市 (2008) が存在するが、古市 (2008) 以降に実施された「会計ビッグバン期」を対象とする実証研究の知見を含めた検討はなされていない。また、CESR による同等性評価、2007年の東京合意後に行われた「IFRS へのコンバージェンス」の過程でなされた会計制度改革の実証的知見を包含した包括的な整理・検討もなされていない。

日本の会計制度が変容したことによって、どのような経済的帰結をもたらしたのか、経営者の会計行動はどのように変化したのか、さらには、まだ未検証の領域が残っているのかについて、最終報告に向けて、実証的知見の整理を行うとともに、日本の会計制度が果たしている機能を析出することに取り組む。

(宮宇地 俊岳)

## III 実証研究

### 1. 会計情報の複雑性の要因と経済的帰結

本研究の目的は、国内外の先行研究の整理を通じて、会計情報の複雑性の要因と経済的帰結

を洞察することである。研究の背景には、財務報告制度のグローバル化により会計基準およびその周辺制度が複雑化しているという日本の会計社会の現実がある。

本研究を通じて明らかになったのは以下の6点である。(1) 会計情報の複雑性の尺度は7つあり、そのひとつである可読性 (readability) にも6つの尺度があること、(2) 会計情報の複雑性の要因は、経済環境や商取引の複雑・高度化、(収益認識や金融商品などの) 会計・開示制度の複雑化、経営者の意図の3つに整理されること、(3) 規範的研究では、会計情報の複雑性は企業の経済的実体の理解可能性を妨げるものとされていること、(4) 実証的研究でも、会計情報の複雑性は株式取引量の減少、アナリスト予想精度の低下、鈍い株価反応などを招き、資本市場の役割・機能を妨げる要因とされていること、(5) 基準設定者 (IASB など) は概念フレームワーク上で理解可能性を補強的な質的特性とし、不必要な複雑性を排除しようとしていること、(6) 企業は財務と非財務を企業価値の視点で統合的に説明する統合報告書を自発的に作成・開示し、会計情報の複雑性に対処しようとしていること。

(浅野 敬志)

## 2. 退職給付の認識対開示と経営者の裁量—割引率の選択を中心として—

本研究の目的は、退職給付の認識対開示が経営者の裁量に及ぼす影響について分析することである。とりわけ、本研究は、過去勤務費用や数理計算上の差異といった未認識項目が財務諸表本体で認識されることに伴って、経営者が割引率の選択を裁量的に行っているのか否かを検証し、次のことを明らかにした。

退職給付の認識と開示の差異は経営者の裁

量に大きな影響を及ぼす。つまり、連結財務諸表において未認識項目を貸借対照表で認識する企業 (認識企業) は、個別財務諸表において当該項目を注記で開示する企業 (開示企業) と比べ、企業会計基準第26号適用以降、割引率を高く設定する。とくに、年金資産の積立不足が大きい場合や債務契約のインセンティブが大きい場合、認識企業は、開示企業よりも企業会計基準第26号適用以降に割引率を高く選択する。さらに、年金資産の積立不足が大きい場合、それが小さい場合と比べると、認識企業は割引率をより裁量的に設定する。これらの結果は、経営者が年金負債を過小に報告するために、割引率を用いて数理計算上の仮定を裁量的に操作していることを示唆している。本研究は、連単分離という日本の退職給付の会計基準の特性を活かし、差分の差分 (difference-in-differences: DID) 法を用いることによって、認識と開示の差異とそれ以外の要因を切り離し、認識対開示が経営者の裁量に及ぼす影響を析出している。

(草野 真樹)

## 3. IFRS の任意適用と会計情報の価値関連性に関する研究

海外企業を対象とした先行研究では、投資家が意思決定を行う際、国際財務報告基準 (IFRS) とローカル基準の総額 (純資産や純利益) の差異だけではなく、個々の会計基準の差異の影響にも関心が払われることが指摘されてきた。しかし、日本企業を対象にした先行研究では、データ入手の困難性ゆえに個々の会計基準の差異の影響が看過されてきた。そこで本研究では、純資産や純利益だけでなく、日本基準とIFRSの個々の会計基準の差異が、日本基準の会計数値に対して、追加的な価値関連性を有するか否かについても調査した。

予備調査の結果、IFRSと日本基準ベースの純資産と純利益の調整額は、日本基準の会計数値に対して、追加的な価値関連性を有さないこと、また6つの会計基準（のれん、収益認識、有形固定資産、無形資産、未使用有給休暇、減損）は、正または負の価値関連性を有することが明らかにされた。

日本はIFRSを強制適用することなく、いまだ会計基準を開発している数少ない国であるので、本研究の結果は、会計処理の優劣を論じる際の手がかりや会計基準間競争に対する示唆を与えるものと予想される。また、本研究の結果は、「のれんの償却」など理論的に自明だと思われていることが、価値関連性の観点からは必ずしも支持されないことを示し、IFRS研究の進展に契機を与えるものになるかもしれない。

（苗馨允・金鐘勲・角ヶ谷典幸）

#### 4. IFRSの任意適用が日本企業の配当行動に与える影響についての考察

本研究では、日本企業を対象にして、IFRS任意適用後、企業の配当行動に変化があるのかを明らかにすることを主たる目的とする。一般に、IFRS任意適用企業では、ローカルGAAPを適用する場合に比べて、財務報告の質が高まり（たとえば、利益管理の減少、より適時な損失認識、価値関連性の向上）（e.g. Christensen et al. [2015]）、経営者と投資家間の情報の非対称性が軽減されると考えられる。

情報の非対称性の軽減は企業の配当行動に2つの相反する影響を与える可能性がある（Hail et al. [2014]）。より詳細かつ有用な情報が提供されれば、経営者が配当支払いによって、余剰資金を企業価値最大化のために利用するコミットメントを投資者に伝達する必要性が減

ずるため、企業は配当を減らすことが予想される。その一方で、情報の非対称性が軽減されれば、少数株主は経営者に対するモニタリング能力が向上し、過剰投資を防ぐためにより高い配当金を受け取ることができるようになり、よって、IFRS適用後、配当が増えることが予想される（Hail et al. [2014]）。

Hail et al (2014) はIFRS強制適用国では、企業が配当支払いや増配を行う傾向が低くなり、減配や無配をする傾向が高くなることを示した。本研究は、日本企業を対象にして、IFRS任意適用が配当に与える影響を考察する点で、Hail et al (2014) を拡張するものである。

（苗馨允）

## IV 質的研究（実験研究、質問票調査を含む）

### 1. テキストマイニングを用いた『監査上の主要な検討事項（KAM）』の分析

本研究の目的は、「監査上の主要な検討事項（key audit matter, 以下、KAM）」の情報内容をテキストマイニング技術を用いて定量化・可視化することである。KAM（CAM）は近代監査制度の創設以来最も大きな改革の1つであり、EUでは2017年12月期から、米国では2019年12月期から、日本では2021年3月期から適用されている。改革を受けて、監査報告書の理論、制度、実態に関する研究が旺盛に実施されている一方、テキストマイニングを用いたKAMの研究はVelte (2018)、Smith (2019)、矢澤 (2021) などわずかである。

本中間報告では、2020年早期適用企業を対象として、KAMのテキスト指標と企業のファンダメンタルズとの関連性に関するパイロット・スタディを実施している。その結果、Big4

による監査を受けている企業ほど不確実な単語をより用いている、非日本会計基準（IFRS、SEC 基準）を採用している企業ほど、固有表現が多く、不確実な単語をより用いていることが明らかとなった。

これらの結果は、KAM の情報内容、および、会計基準のグローバル化／ローカル化の経済的帰結に関する学術的知見を提供している。最終報告では、2021 年 3 月期適用企業をサンプルとし、分析を実施する予定である。

（矢澤 憲一）

## V おわりに

『中間報告書』の概要を簡単に振り返ると、まず、歴史・理論研究に関するⅡ-1 では、ローカルな企業慣行である株式持ち合いとグローバルな金融化の流れを対比させながら、会計上の認識・測定・開示の変遷過程が分析されている。Ⅱ-2 では、ASBJ と IASB の概念フレームワークとの対比を通じて、日本ではなぜ純利益概念やリサイクリングが重要視されるのかについて検討されている。Ⅱ-3 では、日本の会計制度改革を会計ビッグバン期とコンバージェンス期とに分け、それらに関する研究の知見の整理を通じて、日本の会計制度改革はいかなる経済的帰結をもたらし、経営者の会計行動を変化させたのかなどについて調査されている。

続く、実証研究に関するⅢ-1 では、財務報告制度のグローバル化により日本の会計基準とその周辺制度が複雑化している現状とその要因が考察されている。たとえば、会計情報の複雑性の要因は、経済環境や商取引の複雑・高度化だけでなく、会計・開示制度の複雑化や経営者の意図の複雑化にもあることが示されている。Ⅲ-2 では、連単分離という日本の退職

給付に関する会計基準の特性を活かして、退職給付の認識対開示が経営者の裁量に及ぼす影響について分析されている。分析の結果、認識企業群は開示企業群に比べて割引率を高く設定する（よって年金負債を過小に報告する）傾向があることが明らかにされている。企業会計基準第 26 号が公表され、日本でも IFRS と同様に数理計算上の差異の即時認識が強制されるようになったが、会計基準のあり方に示唆を与える結果が得られている。

Ⅲ-3 では、日本基準と IFRS の個々の会計基準の差異が、日本基準の会計数値に対して、追加的な価値関連性を有するか否かについて調査されている。予備調査の結果、6 つの会計基準（のれん、収益認識、有形固定資産、無形資産、未使用有給休暇、減損）は、正または負の価値関連性を有することが明らかにされている。日本は IFRS を強制適用することなく、いまだ会計基準を開発している数少ない国であるので、本研究の結果は、会計処理の優劣を論じる際の手がかりや会計基準間競争に対する示唆を与えるものと予想される。Ⅲ-4 では、IFRS を任意適用した日本企業の配当行動の変化について調査されている。

最後に、質的研究に関するⅣ-1 では、監査上の主要な検討事項（KAM）の情報内容がテキストマイニング技術を用いて定量化・可視化されている。パイロット・スタディの結果、Big4 による監査を受けている企業ほど不確実な単語をより用いていること、IFRS や SEC 基準を採用している企業ほど、固有表現が多く、不確実な単語をより用いていることが示されている。これらの結果は、KAM の情報内容、および会計基準のグローバル化／ローカル化の経済的帰結に関する学術的知見を提供するものである。

以上のように、本研究グループでは、グロー

バルスタンダードとローカルスタンダード（日本の会計諸制度）のコンフリクトや補完関係を、本年度は、歴史・理論研究、実証研究および質的研究に分けて調査した。本年度は中間報告であるため、アイデアの段階にあったり、再調査が必要になったり、予備調査やパイロット・スタディの段階に留まっている研究もある。とりわけ、質的研究（実験研究）はデータの収集から分析・解釈に至るまで時間を要するため、『中間報告書』に収めることができなかつたものもある。最終報告では、ジャッジメントに関する研究（外国語効果やプレッシャーに関する研究）成果についても報告できるよう、引き続き研究を継続していきたい。

（角ヶ谷 典幸）

## 参考文献

Christensen, H. B., E. Lee, M. Walker and C. Zeng

- [2015], “Incentives or Standards: What Determines Accounting Quality Changes around IFRS Adoption?” *European Accounting Review*, Vol.24, No.1, pp.31-61.
- 古市峰子 [2008] 「会計制度改革の成果と課題：この10年を振り返って」 Discussion Paper No.2008-J-11, 日本銀行金融研究所。
- Hail, L., A. Tahoun and C. Wang [2014], “Dividend Payouts and Information Shocks,” *Journal of Accounting Research*, Vol.52, No.2, pp.403-456.
- Smith, K. [2019], “Tell me more: A content analysis of expanded auditor reporting in the United Kingdom,” Available at SSRN: [https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2821399](https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2821399).
- Velte, P. [2018], “Do gender diversity in the audit committee influence key audit matters’ readability in the audit report? UK evidence,” *Corporate Social Responsibility and Environmental Management*, Vol.25, No.5, pp.748-755.
- 矢澤憲一 [2021] 「テキストマイニングを用いた「監査上の主要な検討事項（KAM）」の分析：2021年3月期全面適用に向けた予備的考察」『ディスクロージャー&IR』第16巻，55-65頁。